

## 兵庫県立大学会計研究科規程第2号

### 会計研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会計研究科規程（平成25年兵庫県立大学会計研究科規程第1号。以下「規程」という。）に基づき、兵庫県立大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）の履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(修了要件)

第2条 本研究科の修了要件は、次の各号の要件をすべて満たし、48単位以上修得するものとする。

- (1) 会計職業倫理、基礎演習 6単位修得。
  - (2) 簿記Ⅰ、財務会計、原価計算Ⅰ、管理会計Ⅰ、監査概論、租税法Ⅰ、公会計概論、経営学概論のうちから10単位以上修得。
  - (3) ミクロ経済学、企業法概論、統計学及び発展科目のうちから18単位以上修得。
  - (4) 応用・実践科目のうちから4単位以上修得。ただし、研究演習について4単位を超えて修得した場合にあっては、修了必要単位数に算入することができるのは、4単位までとする。
- 2 学生が修士論文の作成を希望する場合は、前項の要件に加えて、基礎演習及び研究演習において必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。
- 3 前項の規定の適用を学生が希望する旨を申し出たときは、研究科長は、会計研究科教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(修士論文)

第3条 前条第3項の許可を受け所定の期間在学した学生は、修士論文を提出することができる。

- 2 修士論文を提出しようとする者は、基礎演習及び研究演習を履修し、単位を修得しなければならない。
- 3 前条第3項の許可を受けた者の修士論文の提出の期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、兵庫県立大学学位規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第109号）を準用する。
- 4 修士論文の評価は、合格又は不合格をもって表す。

(最終試験)

第4条 第2条第2項に規定する最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定する修士論文を提出した者について行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。